

7 墨福介第 2585 号
令和 7 年 12 月 15 日

区内障害福祉及び介護サービス事業所等 御中

墨田区福祉部
障害者福祉課長 渡邊 浩章
介護保険課長 島田 哲夫

令和 7 年度障害福祉及び介護サービス事業者等支援金給付事業について（通知）

日頃から、本区の障害福祉事業及び介護保険事業の運営に対して御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、墨田区では、物価高騰の影響を受ける区内の居住系、通所系の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所、通所系及び入所系の介護サービス事業所等に対し、光熱水費等高騰分の一部を支援し、地域における必要なサービス水準の維持を図ることを目的に、本年度も標記の事業を実施することとなりましたので、下記のとおり御案内いたします。

つきましては、本事業の趣旨をお汲み取りいただき、よろしくお取り扱い願います。

記

1 対象事業所及び給付額

区内の障害福祉サービス事業所等及び介護サービス事業所等のうち、令和 7 年 12 月 1 日までに東京都及び墨田区から指定を受けており、かつ当該支援金の申請日まで引き続きサービスを提供している下記（1）から（3）の事業所等（指定管理施設及び休止中の事業所等を除く）に対して支援金を給付する。

（1）一事業所につき 100 万円

介護老人福祉施設・介護老人保健施設

（2）一事業所につき 50 万円

特定施設入居者生活介護

（3）一事業所につき 10 万円

ア）障害福祉サービス事業所等

共同生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 B 型、児童発達支援（放課後等デイサービスとの多機能型含む）放課後等デイサービス、地域活動支援センター

イ）介護サービス事業所等

地域密着型特定施設入居者生活介護・都市型軽費老人ホーム・通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・通所リハビリテーション（病院・診療所の併設は除く）・短期入所生活介護・認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

一事業所（出張所（サテライト）で実施している事業所を含む）で、上記 1（1）から

(3)に該当する複数のサービスについて申請する。ただし、介護老人福祉施設はユニット型、従来型を問わず合わせて1件、児童発達支援及び放課後等デイサービスの多機能型は合わせて1件、共同生活援助は事業所指定ごとに1件とする。

2 申請書類

(1)障害福祉サービス事業所等

「障害福祉サービス事業者支援金給付申請書兼請求書」

(2)介護サービス事業所等

「介護サービス事業者支援金給付申請書兼請求書」

申請者は、法人代表者様（同一法人口座へのお振込み）となります。なお、区内で複数の介護サービス事業所を提供している事業者様は、法人内で取りまとめの上、法人代表者様からの申請をお願いいたします。

申請は、区ホームページにリンクのあるロゴフォームから行い、その際、「申請書兼請求書」はPDFデータにして添付してください（今回から、代表者印の押印は必要ありません）。

3 申請期限

令和8年3月31日（火）まで（必着）

4 決定通知書の送付及び支援金の振り込みについて

申請書等書類の受理後、申請者に決定通知書を送付の上、請求書に記載の口座にお振り込みいたします。

【問合せ先】

(障害福祉サービス事業者等支援金給付事業に関すること)

墨田区福祉部 障害者福祉課 事業者係

03-5608-6164（直通）

(介護サービス事業者支援金給付事業に関すること)

墨田区福祉部 介護保険課 納付・事業者担当

03-5608-6544・6149（直通）